

障害者自立支援法の障害程度区分について

障害程度区分について

- 「障害程度区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分
- 具体的には、①対象者の範囲、②報酬水準、③市町村に対する国庫負担基準として利用

(参考)

- ①対象者の範囲 → 生活介護(通所)の対象者は区分3以上
→ ケアホーム対象者は区分2以上
 - ②報酬水準 → 短期入所 区分1:490単位 ~ 区分6:890単位
 - ③市町村に対する国庫負担基準
→ ホームヘルプサービス 区分1:2,290単位 ~ 区分6:18,680単位
- 18年4月より順次認定を開始。18年10月から適用。なお、旧体系施設については従来の区分A, B, Cを適用
 - 介護給付についてのみ設定(訓練等給付については区分設定せず)

障害程度区分設定に関する経緯

平成16年度に障害者の介護ニーズを判定する指標に関する調査研究として、介護保険の要介護認定基準の有効性の評価を行ったところ、要介護認定基準は障害者自立支援法の「介護給付」に相当するサービスの必要度を測定する上では、障害者においても有効と考えられた。ただし、障害者に対する支援は、介護サービス以外にも、機能訓練や生活訓練、就労支援等も重要であり、これらの支援の必要度の判定には「介護給付」に相当するサービスの判定に用いられるロジックとは別のロジックが必要と考えられた。

これを受け、平成17年6月から全国60の市町村において、障害程度区分判定等試行事業を実施した。調査項目については、要介護認定調査項目(79項目)に加え、知的障害や精神障害の特性をよりきめ細かく把握できるよう、1)多動やこだわりなど行動面に関する項目、2)話がまとまらない、働きかけに応じず動かないでいるなど精神面に関する項目、3)調理や買い物ができるかなど日常生活面に関する項目など27項目を追加した 106項目で実施した。

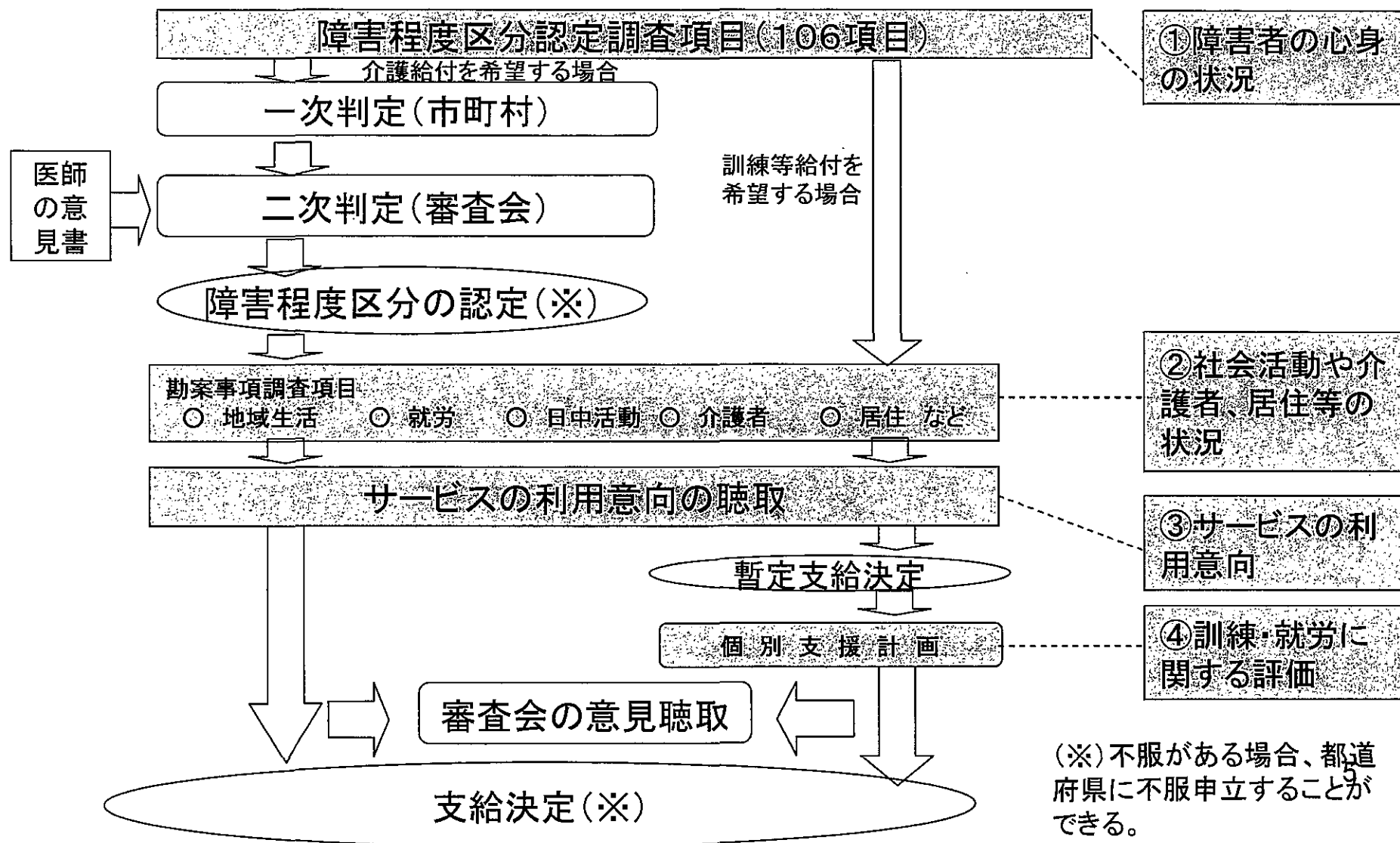
試行事業では3障害横断的に約1800人の障害者の方が対象となり、その後、この試行事業で得られたデータの結果を分析し、さらに、有識者など幅広くご意見をうかがった上で介護給付に関する障害程度区分が策定された(なお、サービス内容の異なる訓練等給付については、区分設定することは見送られた。)

介護給付と訓練等給付

介護給付	訓練等給付
ホームヘルプサービス	自立訓練
ショートステイ	就労移行支援
療養介護	就労継続支援(雇用型・非雇用型)
生活介護	グループホーム
施設入所支援	
ケアホーム	

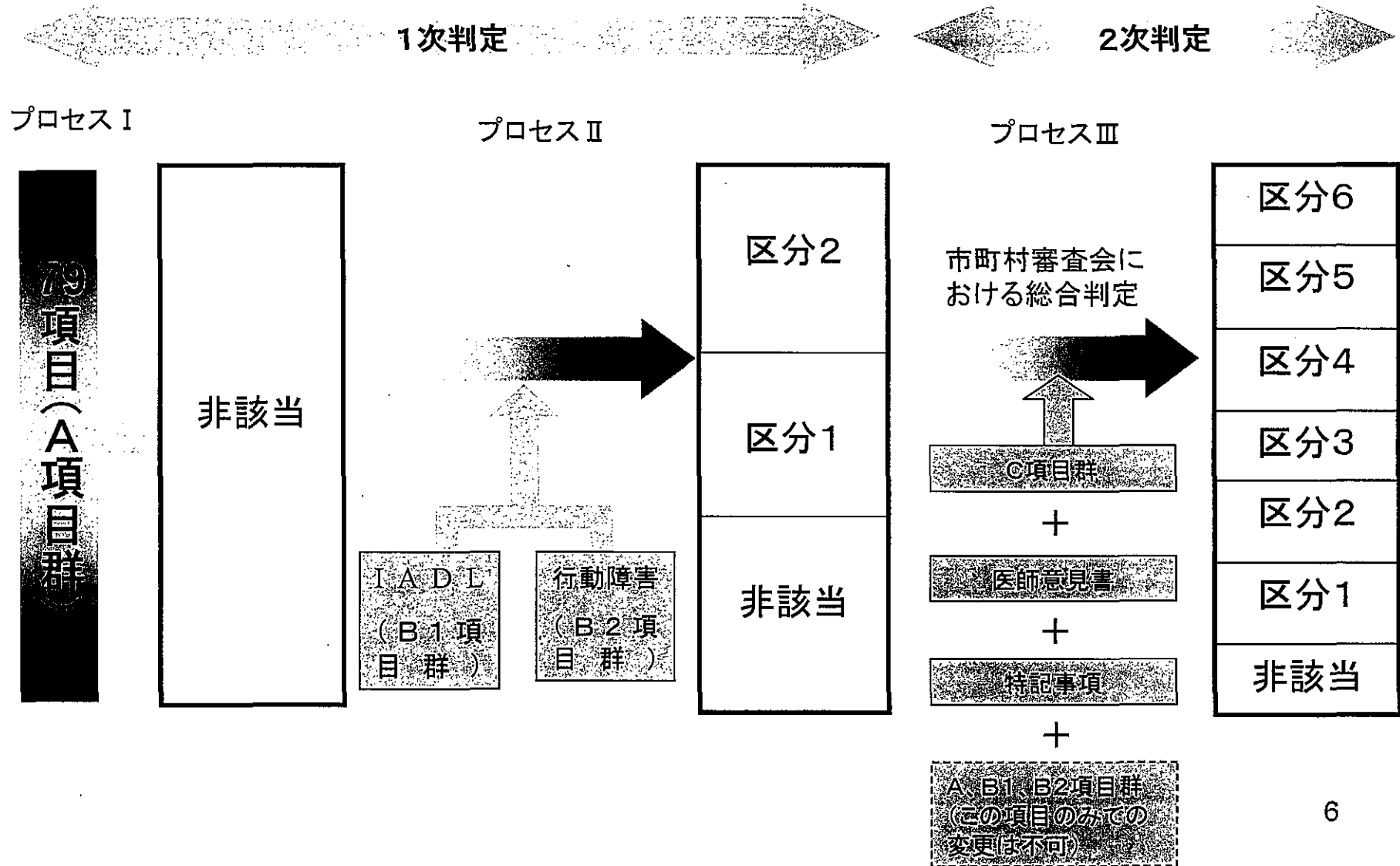
支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で非該当の場合



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセスⅠで区分1以上の場合



プロセスⅠ

79項目（A項目群）

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

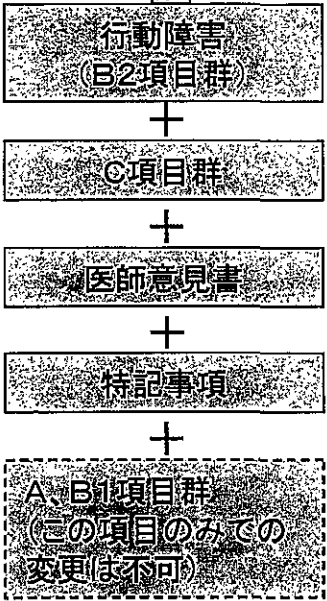
プロセスⅡ

I A D L
(B1項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

プロセスⅢ

市町村審査会における総合判定



区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1
非該当

プロセスと項目群

【プロセス】

- プロセスⅠ・・・79項目(要介護認定調査項目)に関する判定(一次判定):障害程度区分基準時間を算出
- プロセスⅡ・・・IADLスコア及び行動障害スコア※による区分変更に関する判定(一次判定) ※行動障害スコアは、プロセスⅠで非該当の場合のみ考慮
- プロセスⅢ・・・障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

【項目群】

A項目群・・・障害程度区分基準時間の区分に関連する項目	79項目
B1項目群・・・調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目	7項目
B2項目群・・・多動やこだわりなど行動障害に関する項目	9項目
C項目群・・・	
①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目	8項目
②言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目	2項目
③文字の視覚的認識使用に関する項目	1項目
	合計11項目

二次判定の検討のポイント

- ① 一次判定結果を原案として、特記事項、医師意見書、項目群の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを判断する。

※ 下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められず、他の事項の内容との関連を総合的に勘案することとなる。

- ・プロセス I で非該当となった場合

 - A項目群、B1項目群及びB2項目群の項目のみによる変更は不可

- ・プロセス I で区分1以上となった場合

 - A項目群及びB1項目群の項目のみによる変更は不可

- ② その際、区分変更の例(試行事業の二次判定において区分変更された例)等を参考指標として利用する。

(事例)

○60歳 男性 統合失調症
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当
障害程度区分基準時間:	23.8分	区分1

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

判定調査項目

A項目群		調査結果	行動		調査結果
麻痺拘縮			7ア	被害的	
1-1	麻痺(左-上肢)		7イ	作話	
	麻痺(右-上肢)		7ウ	幻視幻聴	
	麻痺(左-下肢)		7エ	感情が不安定	
	麻痺(右-下肢)		7オ	昼夜逆転	
	麻痺(その他)		7カ	暴言暴行	
1-2	拘縮(肩関節)		7キ	同じ話をする	
	拘縮(肘関節)		7ク	大声を出す	
	拘縮(股関節)		7ケ	介護に抵抗	
	拘縮(膝関節)		7コ	常時の徘徊	
	拘縮(足関節)		7サ	落ち着きなし	
拘縮(その他)		7シ	外出して戻れない		
移動			7ス	1人で出たがる	
2-1	寝返り		7セ	収集癖	
2-2	起き上がり		7ソ	火の不始末	
2-3	座位保持		7タ	物や衣類を壊す	
2-4	両足での立位		7チ	不潔行為	
2-5	歩行		7ツ	異食行動	
2-6	移乗		7テ	ひどい物忘れ	
2-7	移動		特別な医療		
複雑動作			8-1	点滴の管理	
3-1	立ち上がり		8-2	中心静脈栄養	
3-2	片足での立位		8-3	透析	
3-3	洗身		8-4	ストーマの処置	
特別介護			8-5	酸素療法	
4-1ア	じょくそう		8-6	レスピレーター	
4-1イ	皮膚疾患		8-7	気管切開の処置	
4-2	えん下		8-8	疼痛の看護	
4-3	食事摂取		8-9	経管栄養	
4-4	飲水		8-10	モニター測定	
4-5	排尿		8-11	じょくそうの処置	
4-6	排便		8-12	カテーテル	
身の回り			B1項目群		
5-1ア	口腔清潔	一部介助	9-1	調理	見守り、一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助	9-2	食事の配下膳	
5-1ウ	整髪	一部介助	9-3	掃除	
5-1エ	つめ切り		9-4	洗濯	
5-2ア	上衣の着脱		9-5	入浴の準備片付け	
5-2イ	ズボン等の着脱		9-6	買い物	見守り、一部介助
5-3	薬の内服		9-7	交通手段の利用	
5-4	金銭の管理		B2項目群		
5-5	電話の利用		7ト	こだわり	
5-6	日常の意思決定		7ナ	多動・行動停止	
意思疎通			7ニ	不安定な行動	
6-1	視力		7ヌ	自ら叩く等の行為	
6-2	聴力		7ネ	他を叩く等の行為	
6-3ア	意思の伝達		7ノ	興味等による行動	
6-4ア	指示への反応		7ハ	通常と違う声	
6-5ア	毎日の日課を理解		7ヒ	突発的行動	
6-5イ	生年月日をいう		7ホ	反復的行動	
6-5ウ	短期記憶		C項目群		
6-5エ	自分の名前をいう		6-3-1	独自の意思伝達	
6-5オ	今の季節を理解		6-4-1	説明の理解	
6-5カ	場所の理解		7フ	過食、反すう等	
3 中間評価項目得点表			7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張		7ミ	意欲が乏しい	
7メ	話がまとまらない		7ム	話がまとまらない	
7モ	自己の過大評価		7メ	集中力が続かない	
7ヤ	疑い深く拒否的		7モ	自己の過大評価	
9-8	文字の視覚的認識		7ヤ	疑い深く拒否的	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	86.5	100.0	100.0

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害
 ○身長145cm、体重78kgと肥満である。
 ○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ: 2次判定
判定結果:	区分3	区分3 区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分	

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

判定調査項目

A項目群		調査結果	行動		調査結果				
麻痺拘縮			7ア	被害的					
1-1	麻痺(左-上肢)		7イ	作話					
	麻痺(右-上肢)		7ウ	幻視幻聴					
	麻痺(左-下肢)		7エ	感情が不安定					
	麻痺(右-下肢)		7オ	昼夜逆転					
	麻痺(その他)		7カ	暴言暴行	ある				
1-2	拘縮(肩関節)		7キ	同じ話をする	ある				
	拘縮(肘関節)		7ク	大声を出す	ときどきある				
	拘縮(股関節)		7ケ	介護に抵抗	ある				
	拘縮(膝関節)		7コ	常時の徘徊	ある				
	拘縮(足関節)		7サ	落ち着きなし					
	拘縮(その他)		7シ	外出して戻れない	ある				
移動			7ス	1人で出たがる					
2-1	寝返り		7セ	収集癖					
2-2	起き上がり		7ソ	火の不始末					
2-3	座位保持		7タ	物や衣類を壊す					
2-4	両足での立位		7チ	不潔行為					
2-5	歩行		7ツ	異食行動	ときどきある				
2-6	移乗		7テ	ひどい物忘れ					
2-7	移動		特別な医療						
複雑動作			8-1	点滴の管理					
3-1	立ち上がり		8-2	中心静脈栄養					
3-2	片足での立位		8-3	透析					
3-3	洗身	全介助	8-4	ストーマの処置					
特別介護			8-5	酸素療法					
4-1ア	じょくそう		8-6	レスピレーター					
4-1イ	皮膚疾患	ある	8-7	気管切開の処置					
4-2	えん下		8-8	疼痛の看護					
4-3	食事摂取	見守り等	8-9	経管栄養					
4-4	飲水	見守り等	8-10	モニター測定					
4-5	排尿	見守り等	8-11	じょくそうの処置					
4-6	排便	一部介助	8-12	カテーテル					
身の回り			B1項目群						
5-1ア	口腔清潔	全介助	9-1	調理	全介助				
5-1イ	洗顔	全介助	9-2	食事の配下膳	全介助				
5-1ウ	整髪	全介助	9-3	掃除	全介助				
5-1エ	つめ切り	全介助	9-4	洗濯	全介助				
5-2ア	上衣の着脱	一部介助	9-5	入浴の準備片付け	全介助				
5-2イ	ズボン等の着脱	一部介助	9-6	買い物	全介助				
5-3	薬の内服	一部介助	9-7	交通手段の利用	全介助				
5-4	金銭の管理	全介助	B2項目群						
5-5	電話の利用	全介助	7ト	ごだわり					
5-6	日常の意思決定	できない	7ナ	多動・行動停止	ほぼ毎日				
意思疎通			7ニ	不安定な行動	希にある				
6-1	視力		7ヌ	自ら叩く等の行為	ほぼ毎日				
6-2	聴力		7ネ	他を叩く等の行為					
6-3ア	意思の伝達	ほとんど不可	7ノ	興味等による行動	希にある				
6-4ア	指示への反応	ときどき通じる	7ハ	通常と違う声	希にある				
6-5ア	毎日の日課を理解	できない	7ヒ	突発的行動					
6-5イ	生年月日をいう	できない	7ホ	反復的行動					
6-5ウ	短期記憶	できない	C項目群						
6-5エ	自分の名前をいう	できない	6-3-1	独自の意思伝達	ときどきできる				
6-5オ	今の季節を理解	できない	6-4-1	説明の理解	ときどきできる				
6-5カ	場所の理解	できない	7フ	過食、反すう等	希にある				
3 中間評価項目得点表			7ヘ	憂鬱で悲観的					
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動	7マ	対人面の不安緊張	
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5	7ミ	意欲が乏しい	
							7ム	話がまとまらない	
							7メ	集中力が続かない	ある
							7モ	自己の過大評価	
							7ヤ	疑い深く拒否的	
							9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

(問) 一次判定のプロセスⅠ、プロセスⅡで評価されている認定調査項目について、二次判定で評価することはできないのか。



1. 二次判定は、一次判定結果を原案として、項目群、特記事項、医師意見書の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを総合的に判断することとなる。
2. その際、下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められない。
 - (1) プロセスⅠで非該当となった場合に係るA項目群、B1項目群及びB2項目群の項目
 - (2) プロセスⅠで区分1以上となった場合に係るA項目群及びB1項目群の項目
3. しかしながら、2の項目については、二次判定段階では、他の事項(2(2)に係るB2項目群、C項目群、特記事項、医師意見書)の内容との関連を総合的に勘案することとなる。